

事業主→安全衛生担当者→労務担当者→関係者

回
覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

協会広報

西宮

発行所

西宮労働基準協会

〒662-0911 西宮市池田町 3-12

TEL 0798-33-4939

FAX 0798-33-2298

ホームページURL

<http://www.nishiroukyo.jp>

Eメールアドレス

info@nishiroukyo.jp

発行者 西宮労働基準協会 壺岐正志

編集者 西宮労働基準協会広報委員会

印刷所 兵田印刷工業株式会社

平成27年度 西宮労働基準監督署行政運営方針

1 管内の労働基準行政の状況と課題

労働時間等の労働条件に関する相談や情報は依然多く寄せられ、事業場に対する監督指導の結果、長時間労働や労働時間の適正把握、時間外手当の支払等、基本的な労働条件管理に問題のあったケースが多数認められました。

平成 26 年の労働災害発生件数は、平成 27 年 2 月末速報値では 648 件と、前年同時期の 702 件と比較して 54 件減少しているものの、死亡災害は前年と同数の 3 件発生しています。

労災補償請求については長時間労働等を原因とした脳・心臓疾患及び精神障害の請求が多く寄せられています。

これらの状況を踏まえ、西宮労働基準監督署は、平成 27 年度における行政運営方針を長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止、労働災害防止、労災保険給付の迅速・適正な処理を重点課題として、これらに係る対策を積極的に推進することにいたします。

2 長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

(1) 過重労働による健康障害防止

過重労働による健康障害を防止するため、労働時間、割増賃金等に係る労働基準法の規定の履行確保を図ります。また、時間外労働協定の適正な締結の周知と指導を行います。

長時間の時間外労働が行われていたり、過重な労働による健康障害が発生するおそれのある事業場に対して、監督指導を徹底します。

(2) 賃金不払残業の防止

依然として賃金不払残業の実態が認められることから、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守を重点とした監督指導等を実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進します。

(3) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

自動車運転者、障害者、外国人労働者、技能実習生、介護労働者、派遣労働者、パートタイム労働者について、労働時間等の労働条件の確保に問題があると認められる事業場に対して的確な監督指導を実施する等により労働基準関係法令等の遵守の徹底を図ります。

3 労働災害防止対策

(1) 労働災害を減少させるための業種横断的な取組

「平成 24 年と比較して平成 29 年までに労働災害による死亡者数、死傷者数のいずれも 15%以上減少させる」という兵庫 12 次防の目標達成に向けて、すべての業種に共通する以下の課題に取り組みます。

(ア) 転倒災害防止対策

休業 4 日以上之死傷災害の中で最も多い「転倒災害」に着目して、「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」を効果的に展開します。特に、第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）に対しては、4S 活動や KY 活動など、事業者が着手しやすい切り口から順次指導を進めます。

(イ) 交通労働災害防止対策

交通事故による死亡災害を減少させるため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく指導を行います。

(2) 労働災害を減少させるための重点業種別の対策

(ア) 労働災害を減少させるための重点業種

a 第三次産業

労働災害の発生件数が多い小売業、社会福祉施設及び飲食店を中心に取り組みます。

自主的安全衛生活動の促進に向けた、事業場の安全管理体制の構築を図るため、安全推進者の配置に係るガイドラインに基づき、安全推進者が配置されるよう、安全推進者の必要性を周知するとともに、安全衛生推進者養成講習の修了者の中から配置されるよう、安全衛生推進者養成講習の実施機関との連携のもと、勧奨を行います。

なお、社会福祉施設については、腰痛が多く発生していることから、「職場における腰痛予防対策指針」の指導啓発を行います。

b 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業における死傷災害の 8 割を占める荷役作業時における労働災害の減少を図るため、「陸上貨物運送事業の荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、指導を行うとともに、とりわけ、労働災害の約 3 割を占める「墜落・転落」災害の防止の徹底を図ります。

(イ) 重篤な労働災害を減少させるための重点業種

a 製造業

製造業の労働災害の約 3 割を占める「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を中心に、機械の安全化の一層の促進を図ります。

b 建設業

建設業の労働災害の約 4 割を占める「墜落・転落」災害を防止するため、足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実及び特別教育の追加、足場の作業床に係る墜落防止措置の充実等内容を改正労働安全衛生規則の周知徹底を図ります。

(3) メンタルヘルス・産業保健対策

改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度が平成 27 年 12 月 1 日に施行されることを踏まえ、あらゆる機会を通して周知を図っていきます。

4 労災補償対策の推進

労災保険給付の請求については、迅速な事務処理に努めるとともに、特に脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案については、認定基準等に基づいた迅速・適正な事務処理を一層推進します。

平成26年1月～12月西宮労働基準監督署管内労働災害発生状況(速報値)

平成 27 年 2 月末日現在

業 種	平成26年1月～12月			前年同期			前年比較		
	死傷者(人)	構成率 (%)	構成率 (%)	死傷者(人)	構成率 (%)	構成率 (%)	死傷者(人)	増減率 (%)	増減率 (%)
食料品製造業	80	0	12.3	76	1	10.8	4	-1	5.3
上記以外の製造業	32	0	4.9	35	0	5.0	-3	0	-8.6
建設業	87	1	13.4	71	1	10.1	16	0	22.5
運輸交通業	126	0	19.4	158	0	22.5	-32	0	-20.3
商業	101	1	15.6	102	1	14.5	-1	0	-1.0
保健衛生業	59	0	9.1	66	0	9.4	-7	0	-10.6
接客娯楽業	51	0	7.9	46	0	6.6	5	0	10.9
清掃・と畜業	33	0	5.1	51	0	7.3	-18	0	-35.3
その他	79	1	12.2	97	0	13.8	-18	1	-18.6
全業種	648	3	100.0	702	3	100.0	-54	0	-7.7

(注) データは労働者死傷病報告による。斜め数字は死亡者数を内数で表す。

平成 27 年 度 定 時 総 会

(日 時) 平成 27 年 5 月 27 日 (水) 13 時半から

(会 場) 西宮神社会館

(議案等) ・平成 26 年度事業報告・決算

・平成 27 年度事業計画案・予算案

・役員の改選

・安全衛生表彰式

安全衛生推進者養成講習案内 (次ページ参照)

1. 日程

1 回目 4 月 9 日 (木) 8 : 40 ~ 17 : 15 (2 日)

4 月 10 日 (金) 8 : 40 ~ 12 : 15

2 回目 5 月 21 日 (木) 8 : 40 ~ 20 : 30 (1 日)

3 回目 6 月 29 日 (月) 8 : 40 ~ 20 : 30 (1 日)

2. 会場

西宮市立勤労会館第 8 会議室 西宮市松原町 2 - 37

3. 受講料・テキスト代

受講料 12,960 円 テキスト 1,296 円

4. 申込み問い合わせは (一社) 兵庫労働基準連合会西宮事務所まで

TEL 0798 - 33 - 4939

～小売業、社会福祉施設、飲食店などの第三次産業の事業主の皆さまへ～

「安全推進者」を配置して労働災害を防止しましょう。

＜小売業、社会福祉施設及び飲食店など第三次産業では労働災害が多発しています。＞

第三次産業のなかでも特に労働安全衛生法により安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務のない業種（労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種）^(注1)での労働災害が多発しています。

＜労働災害防止には、安全推進者を配置し、4S活動やKY活動を通じて職場環境の改善や労働者の安全意識の啓発を行うことが有効です。＞

これらの業種での災害は、多くが転倒や腰痛などのため、労働者の行動に着目した取組が必要です。そのためには、安全推進者（安全担当者）を配置して、職場環境や作業方法の改善、労働者の安全意識の啓発や安全教育を行うことが有効です。そこで、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」（平成26年3月28日付け基発0328第6号）が示されました。

＜ガイドラインでは・・・＞

常時10人以上の労働者を使用する上記業種の事業場は、安全管理体制を充実し労働災害防止活動の実効性を高めるため、安全推進者（安全の担当者）を配置することとしています。

（注1）「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種」とは・・・

施行令第2条	該当する業種	常時50人以上	常時10人～49人
第1号	林業、建設業、運送業、清掃業		
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全管理者の選任義務あり	安全衛生推進者の選任義務あり
第3号	その他の業種（小売業、社会福祉施設、飲食業等）	安全管理者、安全衛生推進者の選任義務なし	

ガイドラインのポイント

1 対象事業場

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場のうち、常時10人以上の労働者を使用する事業場。

2 安全推進者の要件

職場内の整理・整頓・清潔・清掃（いわゆる4S活動）、交通事故防止等、事業場内で安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置すること。なお、以下のいずれかの者を配置することが望ましい。

- ・ 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者^(注2)、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）
- ・ 労働安全コンサルタント、安全管理士又は安全管理者の資格を有する者

3 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置すること。

4 安全推進者の氏名の周知

安全推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示するなどにより関係労働者に周知すること。

5 安全推進者の職務

安全推進者は、事業の実施を統括管理する者を補佐して、次の職務を行うこと。また、事業者は、安全推進者に対して必要な権限を付与するとともに、知識の付与や能力の向上に配慮すること。

- ① 職場環境及び作業方法の改善に関すること
（職場の整理整頓等（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等の道具の安全な使用に関するマニュアルの整備など）
- ② 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること
（朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施など）
- ③ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること
（労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出など）

（注2）安全衛生推進者養成講習の実施機関等は裏面をご参照ください。

技能講習のご案内

随時受け付けいたします。定員になり次第締め切ります。

(技能講習等)

(一社) 兵庫労働基準連合会西宮事務所 TEL 0798-33-4939

講習会名称	日 時	会 場	受講料
ガス溶接技能講習 (一社)兵庫労働基準 連合会尼崎事務所主催	(学科) 4月6日(月)8:20~19:10 (実技) 4月11日(土)8:50~15:10	(学科) 尼崎商工会議所 (実技) 後日連絡	(受講料) 12,960円(税込) (テキスト代) 864円(税込)
31時間コース フォークリフト 運転技能講習	(学科) 4月7日(火)8:40~18:30 (実技) 7:40~17:10 4月11日(土)・18日(土)・19日(日)	(学科) 西宮市立勤労会館 3階第2会議室 (実技) 大関(株)	(合計) 34,020円 (受講料) 32,400円(税込) (テキスト代) 1,620円(税込)
35時間コース フォークリフト 運転技能講習	(学科) 4月6日(月)12:40~17:15 4月7日(火)8:40~18:30 (実技) 7:40~17:10 4月11日(土)・18日(土)・19日(日)	(学科) 西宮市立勤労会館 3階第2会議室 (実技) 大関(株)	(合計) 37,260円 (受講料) 35,640円(税込) (テキスト代) 1,620円(税込)
安全衛生推進者 養成講習	4月9日(木)8:40~17:15 4月10日(金)8:40~12:15	西宮市立勤労会館 4階第8会議室	(受講料) 12,960円(税込) (テキスト代) 1,296円(税込)
床上操作式クレーン 運転技能講習 (一社)兵庫労働基準 連合会尼崎事務所主催	(学科) 4月20日(月)8:50~17:20 4月21日(火)8:50~17:20 (実技) 4月26日(日)7:50~17:00	(学科) 尼崎商工会議所 会議室 (実技) 後日連絡	(受講料) 24,840円(税込)~ 27,000円(税込) (テキスト代) 1,645円(税込)
31時間コース フォークリフト 運転技能講習	(学科) 5月14日(木)8:40~18:30 (実技) 7:40~17:10 5月24日(日)・30日(土)・31日(日)	(学科) 西宮市立勤労会館 3階第2会議室 (実技) 辰馬本家酒造(株)	(合計) 34,020円 (受講料) 32,400円(税込) (テキスト代) 1,620円(税込)
玉掛け技能講習	(学科) 5月18日(月)8:40~17:15 5月19日(火)8:40~16:25 (実技) 7:50~17:15 未定	(学科) 西宮市立勤労会館 3階第2会議室 (実技) JFEスチール(株)西宮工場	(受講料) 19,440円(税込) ~21,600円 (テキスト代) 1,645円(税込)
床上操作式クレーン 運転技能講習 (一社)兵庫労働基準 連合会尼崎事務所主催	(学科) 5月19日(火)8:50~17:20 5月20日(水)8:50~17:20 (実技) 5月24日(日)7:50~17:00	(学科) 尼崎商工会議所 会議室 (実技) 後日連絡	(受講料) 24,840円(税込)~ 27,000円(税込) (テキスト代) 1,645円(税込)
安全衛生推進者 養成講習	5月21日(木)8:40~17:15 5月22日(金)8:40~12:15	西宮市立勤労会館 4階第8会議室	(受講料) 12,960円(税込) (テキスト代) 1,296円(税込)
小型移動式クレーン 運転技能講習 (一社)兵庫労働基準 連合会尼崎事務所主催	(学科) 5月26日(火)8:50~17:20 5月27日(水)8:50~17:20 (実技) 5月31日(日)7:50~17:00	(学科) 尼崎商工会議所 会議室 (実技) 後日連絡	(受講料) 24,840円(税込)~ 27,000円(税込) (テキスト代) 1,645円(税込)

講習会等のご案内

随時受け付けいたします。定員になり次第締め切ります。

(特別教育・研修会等)

西宮労働基準協会 TEL 0798-33-4939

講習会名称	日 時	会 場	受講料
働く人の心のケア検討会	4月14日(火)15:00~16:30 5月12日(火)15:00~16:30 6月9日(火)15:00~16:30	勤労会館第7会議室 勤労会館第7会議室 勤労会館第7会議室	無料
新入者安全衛生教育	4月9日(木)9:00~16:30 4月10日(金)9:00~16:30	尼崎商工会議所 701会議室	10,286円(テキスト・昼食・税込) 引率者6,171円(税込)
職 長 等 教 育	4月20日(月)9:20~15:00 4月21日(火)9:00~17:30	西宮市立勤労会館 4階第8会議室	受講料12,199円(税込) テキスト代864円(税込)
職 長 安 全 衛 生 責 任 者 教 育	4月20日(月)9:20~17:00 4月21日(火)9:00~17:30	西宮市立勤労会館 4階第8会議室	受講料14,688円(税込) テキスト代1,512円(税込)
5 t 未 満 ク レ ー ン 運 転 特 別 教 育	(学科) 4月20日(月)8:50~17:20 4月21日(火)8:50~16:10 (実技) 4月26日(日)7:50~15:00	(学科) 尼崎商工会議所 会議室 (実技) 学科当日に連絡	受講料16,457円(税込) テキスト代1,645円(税込)
安全管理者 選任時研修	4月24日(金)8:50~19:00	西宮市立勤労会館 4階第8会議室	受講料13,500円(税込) テキスト代1,512円(税込)
第 1 種 衛 生 管 理 者 受 験 準 備 講 習	4月25日(土)9:30~16:30 4月26日(日)9:30~16:30	西宮市立勤労会館 4階第8会議室	受講料20,000円(税込) 問題集他3,000円(税込)
5 t 未 満 ク レ ー ン 運 転 特 別 教 育	(学科) 5月19日(火)8:50~17:20 5月20日(水)8:50~16:10 (実技) 5月24日(日)7:50~15:00	(学科) 尼崎商工会議所 会議室 (実技) 学科当日に連絡	受講料16,457円(税込) テキスト代1,645円(税込)
K Y T ト レ ー ナ ー 養 成 研 修 会	5月21日(木)9:00~17:00 5月22日(金)9:00~17:00	尼崎商工会議所 会議室	25,714円(税込)
動力プレス 特別教育	(学科) 5月22日(金)9:00~18:00 (実技) 5月23日(土)9:00~16:00	(学科) 尼崎リサーチ・インキュ ベーションセンター (実技) AMPIものづくり支援センター	会 員 10,800円(テキスト・税込) 非会員 12,960円(テキスト・税込)
酸 欠 特 別 教 育	5月25日(月)8:50~16:10	尼崎商工会議所 会議室	受講料5,143円(税込) テキスト代1,296円(税込)
リスクアセスメント 担 当 者 研 修	5月28日(木)9:30~17:00	西宮市立勤労会館 4階第8会議室	受講料8,774円(税込) テキスト代1,512円(税込)

詳細はホームページをご覧ください。http://www.nishiroukyo.jp

4 月 予 定

1	水		
2	木		
3	金		
4	土	社会保険労務士講座	神戸 10:00~
5	日		
6	月	ガス溶接技能講習	尼崎 8:20~
		フォークリフト運転技能講習	勤労会館第2会議室 12:40~
7	火	フォークリフト運転技能講習	勤労会館第2会議室 8:40~
8	水		
9	木	安全衛生推進者養成講習	勤労会館第8会議室 8:40~
		新入者安全衛生教育	尼崎 9:00~
10	金	安全衛生推進者養成講習	勤労会館第8会議室 8:40~
		新入者安全衛生教育	尼崎 9:00~
		社会保険労務士講座	神戸 10:00~
11	土	フォークリフト運転技能講習実技	大岡 7:40~
		ガス溶接技能講習実技	後日連絡 8:50~
12	日		
13	月	広報委員会	勤労会館 16:00~
14	火	働く人の心のケア検討会	勤労会館第7会議室 15:00~
15	水	パン菓子製造業専門委員会	市民会館 402号室 15:00~

16	木		
17	金		
18	土	社会保険労務士講座	神戸 10:00~
		フォークリフト運転技能講習実技	大岡 7:40~
19	日	フォークリフト運転技能講習実技	大岡 7:40~
20	月	職長・安全衛生責任者教育	勤労会館第8会議室 9:20~
		床上操作式クレーン運転技能講習	尼崎 8:50~
21	火	職長等教育	勤労会館第8会議室 9:00~
		床上操作式クレーン運転技能講習	尼崎 8:50~
22	水	動植物油脂製粉等製造業専門委員会	勤労会館第7会議室 15:00~
23	木		
24	金	安全管理者選任時研修	勤労会館第8会議室 8:50~
		社会保険労務士講座	神戸 10:00~
25	土	第1種衛生管理者受験準備講習会	勤労会館第8会議室 9:30~
		第1種衛生管理者受験準備講習会	勤労会館第8会議室 9:30~
26	日	床上操作式クレーン運転技能講習実技	後日連絡 7:50~
27	月		
28	火		
29	水		
30	木		